

山形大学農学部  
新入生並びに保護者 各位

## 各団体の趣旨説明書

### 学生教育研究災害傷害保険

本学では、学生生活中に不慮の災害事故などにあった場合に、補償を受けることができる「学生教育研究災害傷害保険」、ならびに正課中（臨床実習、看護実習などの医療関連実習を除く。）、学校行事中及びその往復途中で他人にケガをさせたり、他人の器物を破損したことにより生じる損害賠償責任事故を保証する「学研災付帶賠償責任保険」という制度への加入を勧めております。

これは、被保険者が大学の教育研究活動中に生じた事故、ならびに通学及び学校施設等相互間の移動中に発生した事故などによって、身体に障害を被った場合や、他人にケガをさせた場合に保険金が支払われるものです。インターンシップや教育実習等ではこの保険への加入が義務づけられている場合が多く、加入していない場合は参加できないことがあるため、原則として全員加入しております。

詳細については、ホームページに掲載されている「学生教育研究災害傷害保険のごあんない」及び「学研災付帶賠償責任保険のごあんない」等をご覧ください。

また、加入申込は保険料の納入をもって代えさせていただいております。保険証書は発行されませんので、同封の保険のごあんないは必ずお手元にご用意願います。

なお、生活面をサポートする保険は、それぞれ希望者が加入する任意加入となっております。（「大学生協取扱の保険（学生総合共済等）」及び「学研災付帶学生生活総合保険」等）

ご希望に合わせて加入願います。

**保険資料は合格者用ホームページに掲載されています**

<問い合わせ先> 山形大学エンロールメント・マネジメント部  
学生支援課学生支援担当  
TEL : 023 (628) 4135

### 英語力強化経費（TOEIC IPテスト受験料相当額及びe-learning教材相当額）

本学基盤共通教育においては、個々の学生の英語力や学習到達度を把握し、英語力強化を図るために、TOEICを活用しています。TOEICは、就職活動の際に英語能力の判断基準として用いられるなど、広く社会で活用されている英語能力診断テストであり、本学ではその中でもTOEIC IPテスト（団体特別受験制度）を利用しています。

本学で実施するTOEIC IPテストは、英語の授業（必修）の一環として1年次学生全員に受験していただくもので、その受験料相当額を個人負担としております。

また、日々の英語学習のサポートとTOEIC IPテスト対策のため、自学自習システムとしてアリアリーイングリッシュ社のe-learning英語教材を導入しており、そのライセンス料相当額を個人負担としております。

つきましては、英語力強化経費として、上述の個人負担分5,990円を納入いただきますようお願ひいたします。

<問い合わせ先>山形大学小白川キャンパス事務部運営支援課  
(基盤教育担当)  
TEL: 023(628)4832

### 山形大学小白川サークル会

本学では、小白川キャンパスに学ぶ全学生が会員となり「山形大学小白川サークル会」を組織しております。

本会は、サークル活動を通じて自主的な学問研究及び文化・スポーツ活動の向上発展を期するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とするものであり、原則として全員加入しております。

つきましては、本会活動の趣旨をご理解いただき、加入いただきますようご案内申し上げます。

<問い合わせ先>山形大学エンロールメント・マネジメント部  
学生支援課学生支援担当  
TEL: 023(628)4122

### 山形大学校友会

山形大学校友会は、山形大学の在学生、卒業生、役員、教職員及び本会の趣旨に賛同いただいた方を会員として、平成18年12月に設立されました。会員数は約3万人で（令和4年3月現在）、会長は玉手英利学長です。

本会は、山形大学の発展に寄与するため、学生の学業及び課外活動等への助成並びに全学的なキャンパス間の交流活動を支援するとともに、会員相互の親交を図り「山形大学コミュニティ」の醸成・強化に資することを目的とする全学組織です。

現在行っている主な支援事業は以下のとおりです。

- ① 山形大学グローバル化支援（「外国人との対話の先に見える世界」発見プログラム、大学間交流協定大学への短期派遣留学生、博士課程学生研究発表）
- ② 学生の修学支援（英語合宿、校友会大学院学生表彰（校友会長賞）、学生推薦図書の購入、山形美術館を活用した修学支援、データサイエンススタディセッション）
- ③ 課外活動支援（大学祭、雪合戦大会、ビーチサッカー大会、公認サークル）
- ④ 学生の就職活動支援（公務員志望学生に特化した早期自己開発キャリア支援、障がい学生への早期キャリア支援、合同企業説明会参加学生への就活応援セット提供、

学生によるキャリア Café の運営、「留学生 0B から見た日本の企業文化及び会社へのアプローチ方法」本を出版)

- ⑤ 大学・社会貢献活動支援（科学で子供たちに笑顔を届け隊、山形大学 SDGs 始動事業、同窓生と在学生をつなぐ「山形大学史」資料アーカイブ構築、山大生による山形大学の魅力発信プロジェクト）
- ⑥ 会員相互の親交を図る事業（校友会会員となった新入生への入会記念品の贈呈、校友会「学生幹事」による校友会 PR と自主的な活動、卒業生と大学・学生との連携、若手卒業生の組織化、卒業・修了留学生への記念品の贈呈、交流プラットフォーム事業、各キャンパス等のイベントを利用した校友会及び同窓会の PR、各学部同窓会と校友会の情報共有事業）

山形大学校友会ウェブサイト



山形大学校友会交流プラットフォーム



<問い合わせ先>山形大学エンロールメント・マネジメント部  
校友会事務局

TEL : 023 (628) 4867



## ○山形大学農学部学友会会則

### 第1章 総則

第1条 本会は山形大学農学部学友会と称し、事務所を山形大学農学部（以下「農学部」という。）内に置く。

第2条 本会は会員の自主的運営により、学生生活の向上と会員相互の親睦をはかり、併せて本学の発展を期することを目的とする。

第3条 本会は山形大学鶴岡キャンパスに所属する学生を会員として構成される。なお、非正規生（科目等履修生、研究生、特別聴講学生）及び留学生は構成員に含めてはならないが、団体活動に参加することを妨げないものとする。

### 第2章 組織及び委員

#### 第4条

##### 1. 総会

第5条 本会は下記の役員を置く。

1. 会長
2. 副会長
3. 会計担当

### 第3章 総会

第6条 総会は本会最高の決議機関である。

第7条 総会は各サークル代表を持って構成し、年2回（春・秋季）の定期総会を開催する。但し、秋季定期総会については、議論がない場合は開催しない場合がある。また、開催3日前までに日時・議題等を公示しなければならない。

第8条 総会は各サークル代表の3分の1以上の出席を持って成立し、出席者の過半数を持って議決する。但し、委任状の提出があった場合は、これを出席者数に加えることができる。

第9条 臨時総会は下記の場合に学友会会長が招集する。

1. 会員の4分の1以上の連署を以て要請があるとき。

第10条 総会は下記の事項を決議する。

1. 予算決算の承認
2. 活動方針

3. 会則の改正
4. その他の重要事項

#### 第4章 会計

第11条 本会の経費は、会員の納入する入会金・会費・寄付金・臨時収入を以てこれにあてる。

第12条 入会金・会費は次の如く定める。

入会金 600円 会費（1年分）1,000円

第13条 会員は、卒業までに要する最短の年数分の会費と入会金を入学と同時に一括納入する。

第14条 各サークル代表は、4月末日まで、今年度の活動方針と予算要求書を学友会会長に提出しなければならない。

第15条 会計担当は春季総会までに予算案を作成し、総会の審議にかけるとともに前年度の収入・支出・決算書を監査し、総会に報告しなければならない。  
本会の予算案は、総会の承認を得ることを要する。

第16条 会計事務を取り扱うために、農学部事務職員より事務員若干名を置く。

第17条 本会の会計年度は、4月1日より3月末日までとする。

#### 第5章 役員の任期

第18条 本会の役員の任期は4月1日より翌年3月末日までとし、翌年度の役員は、1月末日まで選出される。

#### 第6章 会則の改正

第19条 本会則の改正は、総会において議決する。

#### 附 則

この改正会則は、2010年7月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

#### 附 則

この改正会則は、2021年6月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

# 山形大学農学部後援会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、山形大学農学部後援会と称する。

第2条 本会は、農学部学生及び大学院農学研究科学生（修士課程）の父母、並びに教職員その他本会の趣旨に賛同する者で組織する。

第3条 本会の事務所は、鶴岡市若葉町1番23号 山形大学農学部内に置く。

(目的及び事業)

第4条 本会は、農学部の教育及び運営に協力し、併せて学生、教職員の福利厚生の向上を図ることを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

1. 大学諸施設への協力
2. 教員及び学生の研究報告出版への協力
3. 学習上の便宜及び奨励並びに課外活動への協力
4. 卒業生の就職斡旋への協力
5. 学生及び教職員の福利厚生事業への協力
6. その他本会の目的に達する必要な諸事業

(役員及び運営)

第6条 本会に、次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名

理事 若干名

監事 2名

幹事 1名

書記 若干名

第7条 役員の任期は、1年とする。ただし、重任を妨げない。

第8条 役員の選出方法は、次のとおりとする。

会長 理事会において理事の中から推举する。

副会長 会員中から会長が委嘱する。

理事 会員中から会長が委嘱する。

(内2名は、農学部教員から)

監事 会員中から会長が委嘱する。

幹事 農学部職員中から会長が委嘱する。

書記 農学部職員中から会長が委嘱する。

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

会長は本会を代表し、会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれに代わる。

理事は本会の重要案件を議定する。

監事は本会の会計を監査する。

幹事は会長の命により会務を処理する。

書記は幹事の命を受けて事務に従事する。

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は農学部長、その他適任者を推举する。

(会議)

第11条 本会に、審査決定機関として、理事会を置く。

2 理事会は会長、副会長及び理事をもって構成する。

3 理事会は、原則として年2回開くものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

4 会長は、理事会を招集し、その議長となる。

第12条 理事会は、次に掲げる事項を審議決定する。

1. 会務の報告
2. 事業計画に関すること
3. 予算及び決算に関すること
4. 規約の改正に関すること
5. 会長の推举に関すること
6. その他理事会において必要と認めた事項

第13条 理事会は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、委任状をもって出席にかえることができる。

第14条 理事会の議決は、出席者の過半数の同意をもって成立する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会計及び帳簿)

第15条 本会の経費は、農学部学生及び大学院農学研究科学生(修士課程)の父母の入会金、会費、その他寄付金をもってあてる。ただし、山形大学農学部を卒業し、引き続き大学院農学研究科(修士課程)に入学した学生の父母にあっては、入会金の納付を免除する。

2 一度納付した入会金及び会費は、いかなる理由があっても返金しない。

(特別会計)

第16条 特別会計は、一般会計とは別に、周年事業の経費支出を目的に毎年繰り入れを行う。

ただし、一般会計予算に欠損が生じた場合には、理事会の承認を得て一般会計の補填に使用することができる。

2 繰入金額については、一般会計の予算を考慮し、理事会において決定する。

(慶弔)

第17条 学生・保護者及び教職員に不幸があった場合の経費は、予備費から支出することとし、支出については会長に一任する。

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第19条 本会には次の帳簿を備える。

1. 会員名簿
2. 役員名簿
3. 会議録
4. 会計簿

#### 附 則

1 この規約は、平成7年6月5日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

2 農林教育振興会規約(昭和22年5月22日制定)は、廃止する。

#### 附 則

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則

1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

# 山形大学農学部鶴窓会会則

## 第 1 章 総 則

(名称)

第1条 本会は、山形大学農学部鶴窓会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を山形県鶴岡市若葉町 1-23 山形大学農学部内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の連絡を密にし、親睦をはかり、農学部の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会報の発行
- (2) 名簿の発行
- (3) 教育・研究に関する事業及び助成
- (4) 会員の慶弔に関する事項
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 組 織

(組織)

第5条 本会は、第7条に規定する会員を持って組織する。

2 本会に、代議員会・幹事会を設置する。

(支部)

第6条 本会は、支部を置くことができる。

2 支部の区分は、別に定める。

(会員)

第7条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員 山形県立農林専門学校及び山形大学農学部の卒業生、山形大学農学部農学専攻科及び山形大学大学院農学研究科修了生
- (2) 学生会員 山形大学農学部及び山形大学大学院農学研究科在学生
- (3) 特別会員 山形大学農学部教職員（元及び現）
- (4) 賛助会員 山形大学農学部研修生及び本会趣旨  
賛同者

2 会員は、その住所地を地域とする支部に属するものとする。

## 第 3 章 代議員及び役員

(代議員)

第8条 本会には、代議員 20名以上44名以内を置く。

2 代議員は、別表1に定める選出区分ごとに選出する。

3 代議員は、代議員会を組織し、本会会則に定める事項のほか、幹事会が必要と認める事項を審議する。

4 学生は必要に応じて代議員となることができる。

(代議員の任務)

第9条 代議員は、その属する支部を代表して代議員会に出席して、その議決権を行使する。

(代議員の任期)

第10条 代議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(役員)

第11条 本会に、次の役員を置く

会長	1名
副会長	3名
幹事	17名
監事	2名
事務局長	1名

2 上記のほか、顧問若干名を置くことができる。

(役員の選任)

第12条 幹事は、別表2に定める選出区分ごとに選出し、代議員会で承認する。

2 会長、副会長は、幹事の互選により選出する。

3 監事は、代議員会で選出する。

4 事務局長は、会長が幹事の中から任命する。

5 顧問は、幹事会で推薦し、代議員会で承認し、会長が委嘱する。

(役員の任務)

第13条 会長は、本会を代表し、その業務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある場合はこれに代わる。

3 幹事は、幹事会を構成し、会則及び代議員会の議決に基づき本会の業務を執行する。

4 幹事は、会長及び副会長を補佐し、代議員会・幹事会の議決に基づき業務を分掌して執行にあたる。

5 監事は、財務及び業務執行を監査する。

6 事務局長は、本会の円滑な運営を図るため、第23条に規定する事務局の長としての業務を遂行する。

7 顧問は、重要事項について諮詢に応ずる。また、代議員会に出席して意見を述べることができる。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。

#### 第4章 会議

(会議の種類)

第15条 会議は、代議員会・幹事会とする。

(代議員会)

第16条 代議員会は、代議員、及び役員で構成する。

2 代議員会は、会長が招集する。

3 代議員会において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 役員の承認

(4) 会則の改正

(5) その他重要事項

4 代議員会は、原則として毎年5月に開催する。ただし、幹事がその必要を認めた場合、または代議員の3分の1以上から要請がある場合は、臨時に代議員会を開催しなければならない。

5 代議員会は、構成代議員の2分の1以上の出席によって成立するものとする。

6 代議員会の議事は、出席代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

7 やむを得ない理由のため、代議員会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第5項および第6項の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

8 代議員会の議長は、その都度、代議員の中から選出する。

(幹事会)

- 第17条 幹事会は、幹事及び役員で構成する。
- 2 幹事会は、会長が必要に応じて、招集する。
- または幹事現在数の3分の1以上から要請がある場合30日以内に臨時に幹事会を開催しなければならない。
- 3 幹事会の議長は、会長とする。
- 4 幹事会において審議する事項は、次のとおりとする。
- (1) 代議員会に付議する事項
  - (2) 第16条第3項に掲げる事項以外の事項
- 5 幹事会に付議する事項は、開催の7日前までに郵便またはFAXもしくは電子メールにて幹事に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- 6 幹事会は、幹事現在数の2分の1以上の出席によって成立するものとする。ただし、幹事会に出席できない幹事で会議前日まで郵便またはFAXもしくは電子メールで意見を表した場合は、出席したものとする。
- 7 幹事会の議事は、出席幹事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 8 幹事会は、前もって郵便またはFAXもしくは電子メールで幹事に通知し、その意見を聞き、幹事会に代行することができる。

## 第 5 章 財産及び会計

### (財産の構成)

第18条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 寄付金
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (財産の管理)

第19条 本会の財産は、会長が管理する。

2 本会の財産について、必要がある場合は、代議員会の議決を経て特別会計を設けることができる。この管理办法については、別に定める。

### (会費)

第20条 会費は、次のように定める。

- (1) 正会員は、年会費2,000円。
- (2) 学生会員は、入会金5,000円及び入学後20年間の会費20,000円を入学時に納入する。
- (3) 特別会員及び賛助会員の会費の納入は、随意とする。

2 会費を納入した会員に対しては、本会の発行する会報を無償で配布する。

### (旅費等経費の支弁)

第21条 本会の旅費等の経費は、財産をもって支弁する。その額に関することについては、別に定める。

### (事業年度)

第22条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第 6 章 事 務 局

### (事務局の任務)

第23条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

## 第 7 章 補　　則

(議事録)

第24条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し保管しなければならない。

- (1) 会議の日時、場所
- (2) 会議構成前の幹事、代議員の数
- (3) 出席幹事、代議員の氏名（書面表決者、委任者を含む。）
- (4) 議決事項及び議事経過の概要

2 議事録には、議長及び議長の指名する出席代議員2名の署名捺印の上これを保存する。

(備付帳簿及び書類)

第25条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿
- (3) 役員・代議員名簿
- (4) 代議員会・幹事会の議事に関する書類
- (5) 収入・支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 財産台帳
- (7) 会費徴収台帳
- (8) 寄付台帳
- (9) 表彰台帳
- (10) その他必要な帳簿

(慶弔等)

第26条 本会は、祝意、弔意を表すため慶弔等に関する規程を別に定める。

(表彰)

第27条 本会は、功績顕著な者を表すため、表彰に関する規程を別に定める。

(細則)

第28条 この会則施行について必要な事項に関する細則は、幹事会及び代議員会の議決を経て別に定める。

別表1 代議員の数

支 部	代議員数
1 北海道	2名
2 庄 内	20
3 最 上	2
4 村 山	6
5 置 賜	2
6 宮城県	2
7 福島県	2
8 新潟県	2
9 関 東	4
10 関 西	2

別表2 幹事の数

支 部	幹事数
1 北海道	1名
2 庄 内	10
3 最 上	1
4 村 山	3
5 置 賜	1
6 宮城県	1
7 福島県	1
8 新潟県	1
9 関 東	2
10 関 西	1

附 則

本会則は昭和25年3月13日より施行する。

昭和32年 3月31日 改定  
昭和53年10月15日 改定  
昭和62年10月24日 改定  
平成元年 6月24日 改定  
平成3年 7月 6日 改定  
平成6年 9月29日 改定  
平成9年 1月28日 改定  
平成14年 7月26日 改定  
平成17年 6月12日 改定  
平成18年 6月11日 改定  
平成19年 3月24日 改定  
平成19年 5月26日 改定  
平成20年 5月24日 改定  
平成22年 5月23日 改定  
平成23年 5月22日 改定  
平成24年 5月26日 改定  
平成28年 5月28日 改定  
令和2年 6月 1日 改定